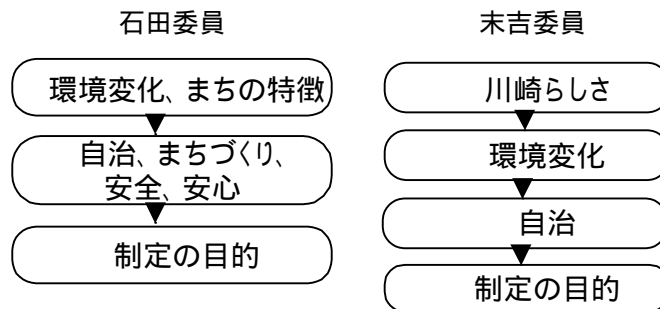


前文の作成について

1 委員条例構成



2 委員条例案

川崎らしさ

- ・わがまち川崎は急激に進む少子・高齢化、人口・産業構造の転換、情報化の進展という社会情勢の大きな変革に直面し多様な課題を抱えている中で、様々な価値観をもった130万の市民が居住し、また産業・商業・農業などに従事して様々な生活を営んでいます(石田委員)。
- ・このまち、川崎を愛する私たち市民は、先人が育み伝えてきた自然、歴史、文化を大切にしそれを更に持続発展させて次世代に引き継いでいく責務がある(竹井委員)。
- ・私たちのまち川崎市は、清流をたたえ東京湾に注ぐ多摩川、太陽の光に緑かがやく丘陵などの自然の恵みを享け、古くからのモノづくりの伝統を生かしながら今や農業をはじめ重工業・エネルギー産業・情報産業等、国の基幹産業の重要拠点としての役割を果たしています(末吉委員)。
- ・このまちに住む私たちの生活は、少子高齢化や国際化が進み、高度情報化の進展、地球規模での環境重視型社会への移行などにより市民の価値観も多様化し、福祉や教育面を含めて大きく変化をしてきています。その結果、解決すべき様々な課題が私たちの周辺に生じています(末吉委員)。
- ・そこに様々な市民の様々な生活が営まれている(浪瀬委員)。
- ・緑が豊富な丘陵の居住地域と平坦中間地及び臨海部の居住地・商業
- ・地・近代工業地区の混在地域に生活圏を有し、それぞれの環境と住民意識や課題は異なる特性がある(浪瀬委員)。
- ・都市圏の肥大化とともに人口が増加しました。戦後の国土開発計画や、産業政策の展開にともなって、人口分布は全域で増加するようになり、(浪瀬委員)
- ・歴史や文化、経済などいくつかの異なった地域特性を持っています(浪瀬委員)。
- ・また、川崎には多様な人々が住み・暮らしています(浪瀬委員)。
- ・東京、横浜に隣接し、(浪瀬委員)
- ・産業都市として伝統的に培われてきた技術力、研究開発力、人材力の蓄積は大切な宝物(浪瀬委員)

<キーワード>

人口
環境、自然環境、丘陵、緑
様々な価値観、多様な人々、地域特性
産業、ものづくり、農業、工業

自治

- ・地方分権の時代にあつて様々な立場にある私たち市民は「私たちの町のことは私たちが決める」という市民自治最優先の大原則のもとに、(石田委員)
- ・市民が主役となつたまちづくりを実現します(石田委員)
- ・自分たちが住む町のことは、自分たちで決め、自分たちが出来ることは自分たちでやつていく。それが自治の基本です。一つのことをみんなで決めるには時間がかかるかもしれませんが、お互いを尊重しながら、認め合いながら、話し合つていきます。一人ひとりの出来ることは小さいかもしれませんが、みんなで力を合わせて、進めます(竹井委員)
- ・これらの課題を市民が納得いくように解決するためには、行政任せではなく市民が主体となつて行政と力を合わせ取り組む必要があります。課題解決のみならず、これからの「まちづくり」にあつては、市民が主体となつて行政と協力して活動する「協働」が最も重要です(末吉委員)
- ・『私たちのまちのことは、私たちがきめる』という市民自治の基本(浪瀬委員)
- ・自分たちが住む町のことは、自分たちで決め、自分たちが出来ることは自分たちでやつていく。それが自治の基本です。(浪瀬委員)
- ・まちの主権者としてお互いに力をあわせ、平和と民主主義を基調とする・憲法を暮らしのなかに生かし、平和のうちに生存し、良好な環境のなかで健康で文化的な・生活を営むことを求め、すべての市民にゆきわたる福祉を追求し、互いに自由と人格を・尊重しあう個性ある市民社会をつくり出します(浪瀬委員)
- ・様々な立場の人々がお互いに共生しあい、市民、市長、市議会議員などが一体となつて、(浪瀬委員)
- ・ひとり一人の人々の尊厳を大切にしながら(浪瀬委員)
- ・市条例・規則の上位の規範として(浪瀬委員)
- ・地域別特性があり、地域毎に適した市民活動と市政が必要(浪瀬委員)
- ・市長、市議会議員と共に役割と責務を明らかにし、(浪瀬委員)
- ・行政(市・区)と市民との協働(浪瀬委員)

<キーワード>

- 自己決定、住民主体、住民の協力(条例の位置付けに再掲)
- 個人の尊厳の尊重(安全安心にも再掲)
- 協働(条例の位置付けに再掲)
- 議会、行政の責務(条例の位置付けに再掲)
- 最高規範(条例の位置付けにも再掲)

安全・安心、生活

- ・自らが支え支えられているとの自覚を持ち、個人の自立を尊重するが故に他人の自立、社会公共的な価値を尊重し、子供は夢をもち、若人は希望に満ちあふれ、高齢者は、生きがいを感じ、また心身障害者などの社会的弱者には、いたわりがある、あかるい活気と潤いとそして温かみのある安全で暮らし良い、(石田委員)
- ・安心して暮らせるまち(浪瀬委員)
- ・主権者として平和と民主主義に基づく憲法を暮らしに生かし、健康で文化的な豊かな暮らしを実現するために(浪瀬委員)
- ・だれもが自分らしく安心して暮らせるまち川崎(浪瀬委員)
- ・市民が等しく人間として尊重される(浪瀬委員)

<キーワード>

- 安全・安心のまち
- 平和（条例の位置付けに再掲）
- 個人の尊厳（自治と重複）

将来展望、条例の位置付け・基本理念・制定の目的

- ・ 市政 80 周年を迎えたわがまち川崎はこの目的を達成するため、ここに市民参加によって策定された、参加と協働の原則、情報共有の原則、政策・行政評価の原則、総合行政の原則を基軸として、市民が信託する行政、市議会の役割と責務を明らかにした、あらゆる市条例・規則の最高規範である、自治基本条例を制定します（石田委員）
- ・ より良い暮らしのために、お互いの立場を尊重しあいながら他の人々と連携し「くらしたいまちをつくる」ためにここに自治基本条例を制定いたします。（竹井委員）
- ・ 地方分権化が進展する中であって、私たちが住むまちでその内実を高めていくためにも、市民は進んでまちづくりに参加し、行政は市民の主体性を尊重して市民に開かれた存在となり、そして両者が力を合わせて協働を推進する仕組みの実現を目指し、ここに「川崎市自治基本条例」を制定します（末吉委員）
- ・ それぞれの地域が特徴を持ち、一つの色に染まらない川崎。（浪瀬委員）
- ・ 人権を尊重する精神と平和を愛する心を持って、みんなで力を合わせて、（浪瀬委員）

<キーワード>

- 最高規範
- 互いの立場の尊重、人権尊重（自治に再掲）
- 協働（自治に再掲）
- 様々な価値観、多様な人々、地域特性（自治に再掲）

石田委員

わがまち川崎は急激に進む少子・高齢化、人口・産業構造の転換、情報化の進展という社会情勢の大きな変革に直面し多様な課題を抱えている中で、様々な価値観をもった 130 万の市民が居住し、また産業・商業・農業などに従事して様々な生活を営んでいます。

地方分権の時代にあって様々な立場にある私たち市民は「私たちの町のことは私たちが決める」という市民自治最優先の大原則のもとに、自らが支え支えられているとの自覚を持ち、個人の自立を尊重するが故に他人の自立、社会公共的な価値を尊重し、子供は夢をもち、若人は希望に満ちあふれ、高齢者は、生きがいを感じ、また心身障害者などの社会的弱者には、いたわりがある、あかるい活気と潤いとそして温かみのある安全で暮らし良い、市民が主役となったまちづくりを実現します。

市政 80 周年を迎えたわがまち川崎はこの目的を達成するため、ここに市民参加によって策定された、参加と協働の原則、情報共有の原則、政策・行政評価の原則、総合行政の原則を基軸として、市民が信託する行政、市議会の役割と責務を明らかにした、あらゆる市条例・規則の最高規範である、自治基本条例を制定します。

末吉委員 (2004.6.16)

「川崎市自治基本条例」前文(案)

私たちのまち川崎市は、清流をたたえ東京湾に注ぐ多摩川、太陽の光に緑かがやく丘陵などの自然の恵みを享け、古くからのモノづくりの伝統を生かしながら今や農業をはじめ重工業・エネルギー産業・情報産業等、国の基幹産業の重要拠点としての役割を果たしています。

このまちに住む私たちの生活は、少子高齢化や国際化が進み、高度情報化の進展、地球規模での環境重視型社会への移行などにより市民の価値観も多様化し、福祉や教育面を含めて大きく変化をしてきています。その結果、解決すべき様々な課題が私たちの周辺に生じています。

これらの課題を市民が納得いくように解決するためには、行政任せではなく市民が主体となって行政と力を合わせ取り組む必要があります。課題解決のみならず、これからの「まちづくり」にあたっては、市民が主体となって行政と協力して活動する「協働」が最も重要です。

地方分権化が進展する中であって、私たちが住むまちでその内実を高めていくためにも、市民は進んでまちづくりに参加し、行政は市民の主体性を尊重して市民に開かれた存在となり、そして両者が力を合わせて協働を推進する仕組みの実現を目指し、ここに「川崎市自治基本条例」を制定します。

3 各都市条例の構成



4 他都市自治基本条例条文

ニセコ町まちづくり基本条例 平成13年4月1日施行	宝塚市まちづくり基本条例 平成14年4月1日施行	生野町まちづくり基本条例 平成14年6月1日施行	清瀬市まちづくり基本条例 平成15年4月1日施行
ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。	宝塚市は、武庫川の清流と六甲・北摂の豊かな山なみに象徴される素晴らしい自然環境に恵まれ、また、この豊かな自然環境と先人が培ってきた歴史と文化の息づく都市の景観が調和した美しいまちとして知られています。	播磨と但馬の国境に位置する生野は、分水嶺として豊かな自然に恵まれ、古くから生野銀山とともに発展し、明治22年(1889年)の町制施行から今日に至るまで独立独歩を貫いてきたまちです。	清瀬市は、武蔵野の雑木林、柳瀬川、その流域の水田と台地上の畑等に象徴される純農村地域として長い開拓の歴史を歩み、その後、清らかな空気を求め結核療養施設をはじめ医療施設が次々に立地するとともに多くの住宅が建設され、それらが雑木林や農地などと共存しながら現在に至っています。
まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。	私たちは、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、この美しい宝塚が「住み続けたい、訪れてみたいまち」となるようにしていかなければなりません。	江戸時代には幕府の直轄地として財政を支え、明治にはフランス人技術者とともに近代日本の礎を築き、その後も日本の経済発展に大きく貢献してきました。また、全国各地からたくさんの人々が行き交う中で、“人みなともに和する”という偕和(かいわ)の精神のもとに多様な文化が融合し、現在でも産業、教育、生活習慣、町並みなどにも生野独自の文化が脈々と息づいています。	わたしたち市民は、このような清瀬市固有の川や農地・雑木林等のかけがえのない美しい自然と医療・福祉施設の集積を活用しながら、豊かな自然環境と住環境が調和し、だれもが、健康で安心して快適に住みやすいまちを目指します。
わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよるこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。	そのためには、地方自治の本旨にのっとり、地方分権の時代における新たな自治を確立するとともに、生活者である市民の立場からまちづくりを進めていかなければなりません。	生野町では全国における真の住民自治実現へのバイオニアとして、地域づくり生野塾をはじめとする協働のまちづくりが行われており、町民一人ひとりが自己責任のもとに行動しようとする意識が高まっています。	わたしたち市民は、市民一人ひとりを大切に、人と人とのつながりを育み、地域自治の担い手として市民と行政との協働によるまちづくりを行います。
	また、まちづくりは、市民と市の協働を基本とし、市民の持つ豊かな創造性、知識、社会経験等が十分に生かされることが必要です。	先人から受け継いできた生野の文化を将来へ伝えていくためにも、過去を知り、今を学び、未来を考える中で、生野町民としての夢・希望・誇りに満ちた生野らしいまちづくりを押し進めていく必要があります。	わたしたち市民は、これまでの清瀬の歴史を尊重し、今後子どもからお年寄りまでが生涯にわたり清瀬市で学び、働き、暮らし続けられるまちづくりを自らの手で進めるため、ここにまちづくり基本条例を制定します。
	このような認識の下に、市民と市がまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定します。	ここに私たち生野町民は、偕和の精神を持って、一人ひとりの基本的人権を尊重し、国籍、年齢、性別等に関係なく、町民が共にまちづくりに参画し、考え、行動しながら、町民自らによるまちづくりを実現するために、この条例を制定します。	

北海道行政基本条例 平成十四年十月十八日	杉並区自治基本条例 平成十五年五月一日	多摩市自治基本条例
国際化をはじめ、少子高齢化の進行や高度情報化の進展、環境重視型社会への移行など北海道を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、また、社会の成熟化に伴い、道民の価値観も多様化している。	地方自治とは、本来、そこに住み、暮らす住民のためにあるものであり、地域のことは、住民自らが責任を持って決めていくことが、自治の基本である。自治体としての杉並区には、区民の信託にこたえ、区民との協働により、地域の資源や個性を生かした豊かできめ細かな区政を行う責務がある。そうした責務を果たし、杉並区が真に自立した地方自治体となっていくためには、地方政府としての枠組みと、住民の行政への参画及び行政と住民との協働の仕組みを自ら定めることが求められている。	私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。
こうした中で、道内では、多くの人々が、各地域の多様な特性を生かした産業の新たな展開に向けて、あるいは、福祉、環境、教育など様々な分野における公共的な課題の解決に向けて、積極的な活動を繰り広げている。	武蔵野の面影を残すみどりと水辺、歴史の中で形作られた道や街並み、そして、そこに住み、暮らす区民の活発な住民活動と住民自治への先進的な取組などは、杉並区の誇るべき財産である。	私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。
地方分権が進展する今日、この北海道において、地方自治を更に発展させて、地域のことは地域の責任の下に決定する分権型社会を実現し、個性豊かで活力ある地域社会を築いていくためには、地域づくりの主体である道民と道及び市町村がそれぞれの役割と責任を果たし、互いに連携を深めることによって、共に新しい時代の進路を拓(ひら)いていくことが求められている。	私たち区民は、このような「杉並らしさ」を大切にしながら、杉並らしい自治を築いていくことを宣言する。そして、区民主権に基づく住民自治の更なる進展のために、最大限の努力を払い、区民一人ひとりの人権が尊重され、誇りを持って区政に参画し、協働する「自治のまち」を創り上げていくことを目指し、ここにこの条例を制定する。	私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なこのまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。
こうした観点から、道政の推進に当たっては、道民と情報を共有し、道民が道政に参加する機会を拡大するとともに、公共的な分野における道民との協働を進め、更に市町村との連携協力を深めていかなければならない。		そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。
道では、これまで、道政改革を進め、情報公開や政策評価などの行政運営に関する制度を整備してきたが、今後とも、このような取組を更に進めるとともに、様々な制度を相互に連動させることにより、本道の実情に即した質の高い政策を展開し、多様化する課題や道民のニーズに対応していかなければならない。		このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、誰もがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。
このような考え方に立って、道政運営の全般にわたる指針として、基本となる理念及び原則を明らかにすることにより、新しい時代に対応した道政運営を確立し、道民及び市町村と一体となって、活力に満ち、ゆとりと豊かさを実感できる北海道を築いていくため、この条例を制定する。		